

ワークラボハケ岳で創業する方・製造業等の事業承継者への奨励金です

茅野市では、地域産業の持続的な成長促進を図るため、市内で創業または事業承継した方で補助対象要件を満たす方に対し、奨励金を支給します。（令和 5 年 4 月からの新制度となります。）

対象者（対象要件）及び奨励金の額

対象者	対象要件	奨励金額
① 特定創業者 ^{※1}	特定創業支援等事業 ^{※3} による支援を受けた証明書の交付を受けた方で、本年度において茅野市コワーキングスペース「ワークラボハケ岳」を本社所在地として事業を開始した方	1 対象者あたり 10 万円
② 事業承継した代表者 ^{※2}	市内に本社があり、以下に定める業種 ^{※4} を主たる事業として営み、代表者の年齢が 65 歳以上の中小企業者から、本年度において当該事業を継承した 60 歳未満の方 ^{※5}	

※1 「特定創業者」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明を受けた方

※2 「代表者」とは、市内に本社がある中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者の代表権を有する方

※3 「特定創業支援等事業」とは、創業予定者または創業後 5 年未満の方を対象に、茅野商工会議所が行う創業スクール、継続個別支援等のこと。

※4 事業承継の補助対象者は以下の業種を主たる事業とする者に限ります。

〔 大分類 D（建設業）、大分類 E（製造業）、大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち
中分類 88（廃棄物処理業）、中分類 89（自動車整備業）、中分類 90（機械等修理業） 〕

※5 事業承継された方が、事業承継前の代表者の配偶者または 2 親等以内の親族の場合は対象外となります。

申請方法

対象要件を満たした日から起算して 30 日以内または年度の末日のいずれか早い日までに、申請書類を提出してください。※ 予算がなくなり次第、終了します。

詳細や申請様式のダウンロードにつきましては、茅野市ホームページ（トップページ→行政の窓口→市政情報→補助金制度→補助金）をご参照ください。

対象要件や交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】 産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel: 72-2101(内線 433) Fax: 72-4255 Email: shoko@city.chino.lg.jp

